



令和8年2月4日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年2月4日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（4営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
福岡	久留米東	2両×30日	熊本	植木	2両×30日
熊本	玉名	3両×20日		熊本北	3両×20日

3. 処分日

令和8年2月4日（水）

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞
九州運輸局 自動車運送事業安全監理室
担当：岡田、日置
電話：092-472-2529

